

## 「よつばの会」規約

第1条（名 称）この会は、「よつばの会」という。

第2条（事務所）この会の事務所は、山口市若宮町7番30号に置く。但し変更できるものとする。

第3条（目 的）この会は、動物愛護の精神を普及し高めるとともに、飼主の自覚を促し、モラル向上の啓発活動に努めること。これによって文化的共存が可能な「人と動物の命にやさしいまちづくり」に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 山口県・山口市に対し、犬猫への避妊・去勢手術に対する助成制度及び動物愛護推進制度の早期確立を求めると共に、制度確立のために協力すること。
2. 山口県内の公的機関・施設に持ち込まれる犬猫の引取りに係る手続きを有料にするように求めること。
3. 青少年の健全な育成に役立つための動物愛護に関するセミナー及び勉強会等を開催すること。
4. 飼い主のいない犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助すること。
5. その他、本会の目的達成に必要なこと。

第5条（会 員）正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体。

賛助会員 この会の目的に賛同して支援するために入会した個人及び団体。会員には正会員証又は賛助会員証を発行する。

第6条（会 費）本会の会員は、会の運営費として、正会員は年間一口＝3000円・賛助会員は年間一口＝1000円の会費を納入するものとする。また、いったん納入された会費は理由の如何にかかわらず返還されないものとする。

第7条（機 関）この会には、次の機関を設ける。

1. 総 会 総会は代表が招集し、年1回これを開かなければならない。また、代表は必要に応じて臨時総会を招集することができる。会員の5分の1以上から招集の請求があったときはこれを開かなければならない。
2. 役員会 役員会は代表・副代表・地域代表・会計で構成する。
3. 地域会 各地域に即した独自の活動をする。
4. 会 計 会計実務を担当する。

第8条(役員) この会には、次の役員をおく。

- 代表 1名 総会において選出決定し、会の代表となる。
- 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときは、会の代表となる。副代表は、代表が委託し、総会の承認を得なければならない。
- 地域代表 各地域を構成する者の互選により決定する。その地域代表となる。
- 会計 1名 互選により選出し、総会で決定する。

第9条(監事) 代表が委嘱する。

監事は、会の運営に伴う会計の監査に当たり、総会において監査報告をしなければならない。

第10条(任期) 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第11条(会計) この会の運営費は、会費・寄付・事業収入をもって当てる。

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

但し、本年度(15年度)については特例として、平成15年12月1日から平成16年3月末日までとする。

第12条(規約の改廃) この規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の決議によって行う。

- 附 則
- 1 本会の運営に必要な細則は、その都度役員会において定めていく。
  - 2 本会は、特定の個人・法人・団体の利益を目的として、その事業を行わない。また、本会は本会の事業を特定の政治・宗教・団体のために利用しない。
  - 3 本会の規約は、2003年(平成15年)12月1日より実施する。
  - 4 平成21年6月5日臨時総会において第4条4項及び第11条を改定する。
    - \* 第4条4項を次のように改定する。  
「山口市の生活環境の保全に関する条例 第2条12項において定義する飼養に該当する、犬猫の不妊・去勢手術費用の一部を会の予算に応じて補助すること。」
    - \* 第11条を次のように改定する。  
「この会の運営費は、会費・寄付をもって当てる。会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。」

以 上